

栃木県介護保険施設等監査実施要領

第1 趣旨

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第90条、第100条、第114条の2条及び第115条の7の規定に基づき、県が、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う監査について、基本的事項を定めるものとする。

第2 監査の実施目的

監査は、介護保険施設等において、その利用者や家族あるいは近隣住民等から苦情や相談があった場合、当該施設等の従業員や関係医療機関の医師等から情報提供があった場合、指定基準違反や介護給付等の不正受給等のおそれがある場合、高齢者虐待等により利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている（以下「人格尊重義務違反」という。）おそれがある場合、その他必要と認める場合（以下「苦情等」という。）に、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付の適正化を目的として実施する。

第3 監査の対象

監査の対象は、次に掲げる介護保険施設等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院
- (3) 指定介護予防サービス事業者

第4 監査の実施機関

県が実施する監査は、指導監査課が実施する。なお、指定基準違反等のおそれが高く、行政上の措置を行う必要性が高いと認められる場合には、高齢対策課と合同で実施する。

また、実施効果を担保するため、必要に応じ、保険者と連携して行うものとする。

第5 監査について

1 監査の基本方針

監査は、第2に掲げる目的を達成するため、介護給付等対象サービスの提供や介護給付等の請求に関して、不正又は著しい不当が疑われる場合、又は人格尊重義務違反が疑われる場合、事実関係を的確に把握し、介護保険施設等に対し、公正かつ適切な措置を求めることを基本方針とする。

2 監査の実施基準

監査は、介護保険施設等が、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 介護給付等対象サービスの質の確保に問題があると疑われるとき
- (2) 介護給付等の請求に関して、不正又は著しい不当があったことが疑われるとき
- (3) 法第74条、第88条、第97条、第111条又は第115条の4に規定する基準に重大な違反があること又はあったことが疑われるとき
- (4) 不正の手段により指定又は許可を受けていると疑われるとき
- (5) 人格尊重義務違反があると疑われるとき
- (6) 度重なる運営指導によっても介護給付等対象サービスの質の確保や介護給付等の

- 請求に関し、十分な改善が見られないとき
(7) 正当な理由なく運営指導を拒否したとき

第6 監査の実施方法

監査の実施に当たっては、事前に、監査の必要性について十分検討するものとする。
ただし、身体的拘束等や虐待など、緊急かつ重大な人権侵害が疑われる場合はこの限りでない。

1 監査実施通知

監査を実施する際は、その実施時に介護保険施設等及びその設置者に対し、それぞれ事業所宛て監査実施通知書（別記様式第1号）、法人宛て監査実施通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

監査実施通知書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の実施日時及び場所
- (3) 監査担当者（調査員）
- (4) 事前提出資料、準備すべき書類【必要と認められる場合のみ記載する。】
- (5) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

ただし、早期に通知することによって、監査を効果的・効率的に実施できると思われる場合や監査の目的達成を容易にされると思われる場合には、事前に一定の期間を置いて監査の実施を通知することができる。

なお、運営指導から監査に切り替えた場合や虐待防止等のため特に緊急を要する際には通知しない。

2 出席者

指導監査課は、事前に監査の実施を通知する場合には、監査対象となる介護保険施設等の設置者（又はこれに代わる者）、管理者、介護給付等対象サービスの担当者、介護給付等の請求の担当者、その他必要と認める関係者の出席を求めることができる。

3 事前提出資料

監査の実施を事前に通知する場合、指導監査課は、当該介護保険施設等に対し、所定の期日までに、必要に応じて事前提出資料1部（運営指導様式を準用する。適宜必要な資料を加えることができる。）を提出するよう求めることができる。この場合、介護保険施設等は、所定の期日までに提出するものとする。

4 情報提供

監査の実施に当たっては、事前に関係する市町（保険者）へ情報提供を行う。

5 監査体制等

- (1) 運営指導の結果を受け監査を実施する場合には、原則として、運営指導を行った者を中心に監査の実施班を編制する。
- (2) その他、問題に応じて、保険者等と特別班を編制して監査を実施することができる。

6 監査結果の通知等

(1) 勧告を要しない場合

指導監査課は、監査の結果、適正な事業所運営が確認された場合や、介護給付等対象サービスの提供や介護給付等の請求に関する不正又は不当、人格尊重義務違反が明らかとなったが勧告は要しないと判断した場合には、監査の結果を監査結果通知書（別記様式第3号）及び介護保険施設等監査結果書兼改善報告書（別記様式第

4号)により、当該介護保険施設等に通知するものとする。

なお、監査によっても引き続き調査等を継続する必要があると認められた場合には、その調査が終了するまで通知しないことができるものとする。

(2) 勧告等を要する場合

指導監査課は、監査の結果、介護給付費等対象サービスの提供や介護給付費等の請求に関して、不正又は著しい不当があり、又は重大な人格尊重義務違反が認められ、法に定める勧告要件に該当すると判断した場合や返還金が生じる場合には、挙証資料を添えて高齢対策課に引き継ぐものとする。

7 改善報告書の提出

指導監査課は、当該介護保険施設等に対して改善を指導した場合には、所定の期日までに、改善報告書(別記様式第4号、介護保険施設等監査結果書と兼用)の提出を求めるものとし、当該介護保険施設等は、所定の期日までに報告するものとする。

8 監査結果の復命

監査を行った職員は、監査の結果について速やかに調書(別記様式第5号)を作成し、指導監査課長に復命するとともに、高齢対策課長に対しても復命する。

なお、復命に当たっては、必要に応じて他の書式を使用することができる。

第7 関係機関及び市町(保険者)との連携

(1) 監査の実施に当たっては、老人福祉法、医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律及び医療法に基づく各指導監査担当部署と連携の上、効果的・効率的な実施を図るものとする。

(2) 指導監査課は、高齢対策課、国民健康保険団体連合会や市町(保険者)等と十分な連携を図るものとする。

第8 結果の公表

指導監査課は、年度終了後、監査の結果について、県ホームページにおいて公表するものとする。

第9 国への報告

県は、監査の結果については、所定の手続きに従い、厚生労働省に報告するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月11日から施行する。